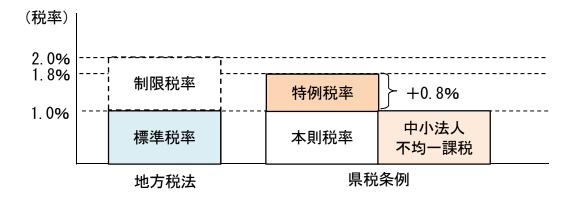
(参考) 特例措置(法人税割超過課税・不均一課税)の概要

特例措置の内容

- ・ 地方税法上、法人県民税法人税割の税率は、標準税率が1.0%、制限税率が2.0% (令和元年9月30日までに開始する事業年度については、標準税率3.2%、制 限税率4.2%)となっている。
- ・ 本県では、滋賀県税条例の本則において、法人県民税法人税割の税率を標準税率と同じ1.0%と定めている。
- ・ しかし、厳しい財政状況の中、主要な施策を推進するために必要な自主財源を 確保する観点から、滋賀県税条例の付則において、令和3年1月31日までに終 了する事業年度について、法人県民税法人税割の税率を1.8%(本則税率+0.8%) とする特例措置を設けている。
- ・ 併せて、中小法人の保護・育成等の観点から、<u>資本金1億円以下かつ法人税額</u> 5,000万円以下の法人については、<u>本則税率相当まで税負担を軽減</u>する不均一課 税を実施している。



適用実績(直近5年間)

(単位:百万円)

課税年度	法人税割額	内 超過課税額
平成26年度	7, 258	880
平成27年度	5, 831	7 1 4
平成28年度	4, 781	686
平成29年度	5, 547	1, 148
平成30年度	6, 303	1, 117

改正による影響額

	影響	(参考) 平成30年度の適用状況
法人数	607 法人 (※1)	超過課税の対象法人:2,104 法人
税額	+59 百万円 (※2)	超過課税による税収:11 億円

- ※1 法人税額 2,000 万円超~5,000 万円以下である法人数
- ※2 1法人当たりの影響額は10万円

全国の法人税割超過課税実施状況

- ① 法人県民税法人税割の超過課税実施団体
 - 46団体(静岡県以外)
- ② 超過税率(標準税率との差)

+0.8%: 44団体 (<u>滋賀県</u>を含む)

+1.0%: 2団体 (東京都、大阪府)

- ③ 不均一課税の要件(軽減税率の適用要件)
 - (1) 資本の要件

[資本金]

3億円以下: 1団体 (京都府)

2億円以下: 1団体 (神奈川県)

1億円以下: 41団体 (<u>滋賀県</u>を含む)

2,000 万円以下: 1団体 (広島県)

[資本金等の額]

1億円以下: 2団体 (山形県、茨城県)

(2) その他の要件

[法人税額]

5,000 万円以下: 1 団体 (滋賀県)

4,000 万円以下: 1 団体 (神奈川県)

2,000万円以下: 2団体 (大阪府、兵庫県)

1,600 万円以下: 1 団体 (京都府)

1,500万円以下: 2団体 (愛知県、岡山県)

1,000万円以下: 38団体

[従業者数]

300人以下: 1団体 (山梨県)